

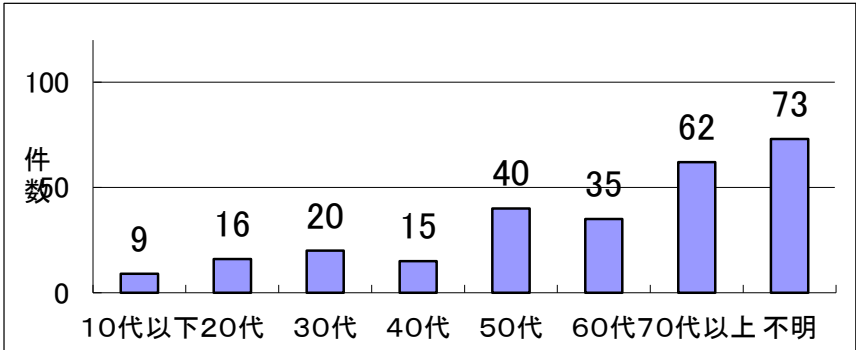
# 令和8年8月分の消費生活相談の概況

- 県消費生活センターで受けた8月の相談件数は、270件で〈表1〉のとおりです。前年同月（292件）と比べ、22件減少しました。
- 相談件数270件のうち、「不当請求」と判断される相談は9件で、前年同月（10件）と比べ、1件減少しました。
- 契約者の年代別相談件数は、〈図1〉のとおりです。70代以上が一番多く62件、以下50代が40件、60代が35件、30代が20件、20代が16件、40代が15件、10代以下が9件の順です。
- 相談の多かった商品・サービスは、〈表2〉のとおりです。第1位は「商品一般」で、以下「健康食品」、「化粧品（全体）」、「役務その他サービス」、「四輪自動車・不動産貸借」となっています。

〈表1〉

| 区 分  |            | 総相談件数 |            | 販売購入形態別相談件数 |          |          |                |            |                     |          |            |            | 危害・危険（再掲） |    | 不当請求（再掲） |            |
|------|------------|-------|------------|-------------|----------|----------|----------------|------------|---------------------|----------|------------|------------|-----------|----|----------|------------|
|      |            |       | うち<br>苦情相談 | 店舗<br>購入    | 訪問<br>販売 | 通信<br>販売 | マルチ・マ<br>ルチまがい | 電話勧<br>誘販売 | ネガティ<br>ブ・オプショ<br>ン | 訪問<br>購入 | その他<br>無店舗 | 不明・<br>無関係 | 危害        | 危険 |          | うち架空<br>請求 |
| 8月   | 件 数        | 270   | 263        | 54          | 8        | 112      | 1              | 10         | 1                   | 2        | 4          | 78         | 7         | 4  | 9        | 2          |
|      | 構成比<br>（％） | 100.0 | 97.4       | 20.0        | 3.0      | 41.5     | 0.4            | 3.7        | 0.4                 | 0.7      | 1.5        | 28.8       |           |    |          |            |
| 累計   | 件 数        | 1,585 | 1,535      | 264         | 74       | 593      | 7              | 95         | 3                   | 20       | 7          | 522        | 20        | 9  | 48       | 16         |
| 前年同月 | 件 数        | 292   | 273        | 40          | 7        | 108      | 1              | 16         | 2                   | 4        | 2          | 112        | 4         | 0  | 10       | 3          |

〈図1〉年代別相談件数



〈表2〉商品・サービス上位5品目

| 順位 | 商品名等        | 件数 | 主な内容                   |
|----|-------------|----|------------------------|
| 1  | 商品一般        | 37 | 特定できない商品(不審な電話や請求など)   |
| 2  | 健康食品        | 19 | サプリメントの販売など            |
| 3  | 化粧品(全体)     | 11 | 基礎化粧品の販売など             |
| 4  | 役務その他サービス   | 10 | サポート契約(副業、PCのセキュリティなど) |
| 5  | 四輪自動車、不動産貸借 | 9  | 中古自動車の売買、アパートの退去費用など   |

お知らせ

日頃利用している事業者からのメールにご注意！

### 相談事例 1

無料通話アプリにクレジットカード会社から「ご入金の確認が取れていません。」と連絡があったため、持っていたカード会社からだと思い、カード番号などの情報を入力してしまった。

しかし、口座の残高は問題ないので引き落とし出来ないはずはなく、フィッシング詐欺に遭ったと分かった。

### 相談事例 2

スマホに、ETC更新の案内メールが届き、メール本文に貼ってあったURLをクリックし、表示された画面でクレジットカード情報を入力した。

あとでフィッシングの詐欺メールだったと気が付いた。対処は？

■ **フィッシング詐欺**とは？

実在する事業者をかたってメールやSMSなどを送信し、そこに記載されたURLをクリック等させ、偽のウェブサイトへ誘導し、パスワードやクレジットカード番号などを詐取する詐欺です。

クレジットカードが不正利用され、身に覚えのない請求が届いて、初めて詐欺に遭ったと気づく場合があります。



- 消費者へアドバイス
- ☑ 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトのURLや、正規のアプリからアクセスしましょう。
  - ☑ 不正利用に早く気付けるように、カード等の明細書はこまめに確認しましょう。



※消費者へのアドバイスは(独)国民生活センターHP「日頃利用している事業者からのメールもフィッシングを疑って」より一部抜粋し作成 [https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen550.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen550.html)

困ったときは、自宅の郵便番号を確認のうえ、消費者ホットライン188（いやや）にご連絡ください。

県消費生活センターに来所し相談したい場合は、あらかじめ電話（025 - 285 - 4196）でご予約ください。